

令和2年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月15日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	8
管理者提出議案の上程及び説明	13
議案第9号の説明、質疑、討論、採決	15
議案第10号の説明、質疑、討論、採決	16
議案第11号の質疑、討論、採決	18
議案第12号の説明、採決	20
閉会中の継続審査の件	22
管理者挨拶	22
閉 会	22

埼玉中部環境保全組合告示第6号

令和2年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年10月7日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和2年10月15日（木）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第 9号 埼玉中部環境保全組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第10号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 3) 議案第11号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について
- 4) 議案第12号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	芝 寄 和 好	議 員	2 番	金 澤 孝 太 郎	議 員
3 番	織 田 京 子	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	松 島 修 一	議 員	9 番	渡 邊 良 太	議 員
1 0 番	島 野 和 夫	議 員	1 1 番	尾 崎 豊	議 員
1 2 番	神 田 隆	議 員	1 3 番	岩 崎 勤	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和2年10月15日（木曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第11号の質疑、討論、採決
- 第11 議案第12号の説明、採決
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（12名）

1番	芝 寄 和 好	議員	2番	金 澤 孝 太 郎	議員
3番	織 田 京 子	議員	5番	田 中 克 美	議員
6番	中 野 昭	議員	7番	湯 沢 美 恵	議員
8番	松 島 修 一	議員	9番	渡 邊 良 太	議員
10番	島 野 和 夫	議員	11番	尾 崎 豊	議員
12番	神 田 隆	議員	13番	岩 崎 勤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	宮 崎 善 雄 君
副 管 理 者	原 口 和 久 君
副 管 理 者	三 宮 幸 雄 君
代表監査委員	矢 島 義 幸 君
会 計 管 理 者	藤 倉 聡 君
事 務 局 長	成 井 治 久 君
総 務 課 長	小 川 輝 由 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	小 山 剛 史
-----	---------

◎開会の宣告

(午前 9時10分)

○渡邊良太議長 ただいまから令和2年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は12名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いたします。

また、10月1日、吉見町選出の内野正美議員がご逝去されました。

ここで、故内野正美氏のご冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をいたしたいと存じますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

ご起立お願いたします。

黙祷。

[黙 祷]

○渡邊良太議長 ありがとうございます。

◎開議の宣告

○渡邊良太議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○渡邊良太議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○渡邊良太議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、1番、芝寄和好議員、2番、金澤孝太郎議員、3番、織田京子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○渡邊良太議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月7日及び本日、本会議前に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

島野議会運営委員長。

○島野和夫議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る10月7日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協

議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問、通告者は1名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしく願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第9号 埼玉中部環境保全組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第10号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第10、議案第11号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第11、議案第12号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第10、議案第11号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算について、矢島代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩を取りまして、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

その他、議会開会前の令和2年度の表彰式挙行について協議がなされ、議会定例会開会前の挙行と決定いたしました。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板の設置について協議がなされ、各議席に設置されております。また、自席での各発言については、着席のまま行うこととなりました。

次に、10月1日にご逝去されました内野正美議員への黙祷並びに献花について協議がなされ、黙祷並びに献花がされております。

また、副議長の議会運営委員会への出席について、渡邊議長から提案があり、協議の結果、令和3年からの議会運営委員会の出席が決定いたしました。

以上が10月7日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

また、本日午前8時45分から、令和2年人事院勧告について協議をいたしました。10月7日付、令和2年の人事院勧告が公表され、期末手当の改定が予定されています。当組合の職員の給与条例は、鴻巣市を準用しており、鴻巣市が、11月25日に予定されております12月議会定例会で、人事院勧告どおり改正されますと、組合職員の12月期末・勤勉手当は、自動的に0.05月分引下げとなります。当組合では、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきまして、職員と同様の率で推移してまいりました。しかしながら、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきましては、構成市町の

状況を鑑み、関連する条例改正を11月30日までに告示する必要があるがございます。議会運営委員会としては、組合議会開会の時間がないと認められますので、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることにやむなしと決定いたしました。

以上が議会運営委員会の報告でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○渡邊良太議長 日程第4、会期の決定につきましては、島野議会運営委員長長の報告のとおり、10月15日、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○渡邊良太議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から第2回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。
宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 本日ここに、令和2年第3回10月埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げますところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長の命によりまして、本年5月議会定例会以降の事務の執行状況についてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました令和2年4月から令和2年9月までの上期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが1万8,482.54トン、粗大ごみが908.22トン、合計1万9,390.76トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ140.57トンの増、粗大ごみ135.72トンの増、合計276.29トン、1.45%の増でありました。

当組合管内から発生したごみ処理量、平成13年度をピークに減少いたしておりましたが、ここ数年は増加に転じております。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

他団体からは、小川地区衛生組合から233.40トンの可燃ごみを処理しております。

次に、灰の処分につきましては、合計2,403.36トン、セメント原料として処理委託しております。

また、排ガスのダイオキシン類調査結果につきましては、1号炉、0.036ナノグラム、2号炉、0.015ナノグラム、3号炉、0.025ナノグラムとなっており、それぞれ基準値の5ナノグラムを大き

く下回る良好な結果であります。

施設の運転、維持管理業務につきましても、順調に推移しております。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、関東地方整備局大宮国道事務所が中心となり、「大間地区廃棄物処分場対策検討会」が7月29日と9月29日の2回検討会議が開催されております。検討会議の目的は、国道17号上尾道路二期の事業範囲内にある大間一般廃棄物最終処分場について、適正な対応策及びその方法について検討を行うものであります。なお、検討会議は、会議の趣旨を踏まえ、非公開となっております。今後、11月下旬に第3回の検討会が予定されておりますので、ここで最終的な結論が出るのではないかと考えられます。

次に、平成30年9月6日付で提訴されました損害賠償請求事件に対する住民訴訟につきましては、訴状の内容についての論点整理をするため、昨年1月から弁論準備が始まり、これまで9回開催されております。9回目の弁論準備が7月14日に開催され、埼玉中部資源循環組合が令和2年3月31日付で解散したため、各訴えが取下げとなっております。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○渡邊良太議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○渡邊良太議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

湯沢議員の質問を許可いたします。

○7番 湯沢美恵議員 おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名1、施設の現状と今後のスケジュールについて。要旨1、施設、整備の維持管理の現状と今後の想定は。昨年10月の議会におきましても、同じ問題について質問させていただきました。そのときに、平成26年12月に修繕計画を立案し、実施してきており、突発的な修繕が発生する都度、計画を見直していくという答弁でした。さらに、今後一番懸念される修繕は、ボイラーであること、費用もかなりかかると答弁がなされています。現在も突発的な修繕が必要な状況には変わりがなく、老朽化施設の維持管理、今後のスケジュールに今後変更が生ずるのかどうかお伺いするものです。

要旨2、新施設計画変更等による影響はあるのか。このことにつきましても、昨年伺っております。しかし、その時点では、吉見町を含みます9市町村で構成されました埼玉中部資源循環組合は、解散の方向で協議はしていましたが、まだ存続をしておりました。また、北本市、鴻巣市が進めていました鴻巣行田北本環境資源組合は、新しいごみ処理施設について、稼働する予定で動いていました。今後の情勢を見据えながら、当センターの維持管理に努めなければならない。構成市町それ

ぞれの新たなごみ処理施設が完成し、稼働するまでごみ処理を続けていく使命を担っていると当時答弁をされています。その後、どちらの組合も白紙となりました。その影響についてお伺いをするものです。

件名2、災害時の対応について。先週は、台風14号が日本列島をかすめ、被害のあった地域もございました。豪雨によります川の氾濫で、大きな被害が生じている自治体が大変多くあり、近年の大雨や台風の被害というのは大変甚大なものがあると思われまます。昨年は、台風15号や19号によって、北本市をはじめこの地域でも大きな被害が発生しています。当組合として災害時にはどのような対応がされるのでしょうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

以上、1回目です。

○渡邊良太議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目のご質問、施設の現状と今後のスケジュールについて、(1)の施設、整備の維持管理の現状と今後の想定はについてでございます。当センターの施設の整備につきましては、これまでの新施設建設計画に沿った主要機器の修繕計画を、平成26年に立案し、平成27年度から令和元年度までの5年間で実施してまいりました。令和2年度が最終年度となりますが、当初予定しておりました、ろ過式集じん装置ろ布修繕、飛灰集合コンベヤ修繕を実施しているところであります。

次に、今後のスケジュールについてですが、当センターは稼働から36年が経過し、施設の老朽化は否めない状況であり、当初予定されていない突発的な修繕が毎年発生しております。本年も4月には、排ガス温度を下げるための減温塔に処理水を送っているパイプラインの漏水があり、7月には処理水ポンプの不具合が発生しましたので、修繕を実施させていただきました。

このような状況からも、令和3年度には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づく、ごみ焼却処理施設精密機能検査を予定させていただきたいと考えております。この検査では、当センターの施設状況及び機能を把握することで、各設備の状況を勘案し、整備の方針が示されます。例えばA設備では、点検が必要なのか、あるいは整備、更新が必要なのかといった各設備の判定が示されますので、その所見を踏まえまして、今後の適正な運営管理を目的とした修繕計画を立ててまいりたいと考えております。

次に、(2)の新施設計画変更等による影響はあるのかについてでございます。本年3月末に鴻巣行田北本環境資源組合及び埼玉中部資源循環組合が解散いたしましたことから、これまで示されていた新施設の計画目標年度の令和6年度以降も、当センターでのごみ焼却処理を継続することとなりますが、あと何年で新たなごみ処理施設が完成されるのかは未定でございます。

しかしながら、構成市町それぞれの新たなごみ処理施設が完成し、稼働するまでの間、ごみ処理

を続けていく使命を担っていると認識しておりますが、施設の老朽化は否めないことから、各設備機器への影響はあるものと思われま

す。去る9月18日の読売新聞に、鴻巣市と北本市で新たなごみ処理建設の勉強会が行われるとの記事掲載がございましたが、現時点では2市1町の方

向性が示されてお

りませんので、今後の情勢を見据えながら当センターの維持管理に努めなければならないと考えております。次に、2点目のご質問、災害時の対応についてでございます。昨年の台風19号では、記録的な豪雨で東日本を中心に甚大な被害をもたら

し、構成市町をはじめ近隣の自治体でも多くの被害が発生し、当センターでも災害廃棄物の受入れをいたしました。これを教訓として、当組合でも、地震と台風を想定した災害時の体制、対策における廃棄物処理対策マニュアルを策定いたしておりますので、災害発生時には、このマニュアルに従い、住民生活に支障を来さないよう努めてまいります。また、埼玉県清掃行政研究協議会という組織がありますが、県内の64市町村と一部事務組合19団体、合計83団体が加盟しており、不慮の事故等による緊急事態が発生した場合に、広域的相互支援として、ごみ処理施設県内協力体制が設けられております。なお、災害発生時において、県内の施設が被害により運転継続が不可能となった場合には、災害廃棄物等の処理に関する相互支援の協定が締結されておりますので、この相互支援を基本に、施設間での協力もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、2回目お伺いしたいと思います。

件名1、施設の現状と今後のスケジュールについての要旨1、施設、整備の維持管理の現状と今後の想定はについての2回目でございますが、修繕計画は、本年度、令和元年度で最終となるという答弁のよう

でございますが、そうしますと当然新たな計画というのが必要になってくると思われま

み処理が円滑かつ安全に行われるよう重ねて要望し意見とします」と意見が添えられています。

新たなごみ処理場が完成し、稼働するまでの処理について、その処理を担っていくということがどうしても必要です。それであれば、当然この施設につきまして、長寿命化について検討して、実施計画をつくっていかねばならないのではないかと思います。

そこで、管理者にお伺いをしたいと思います。今後の当施設の長寿命化等の方向性について、どのようにお考えになっているのでしょうか。

件名2、災害時の対応についての2回目でございます。昨年度の台風による災害廃棄物につきましては、大変受け入れているということは先ほどの報告の中にも理解をいたしました。埼玉県清掃行政研究協議会で、広域的支援として全体的な協力体制が取られているということであれば、当然当施設、万一の場合、使えなくなったとしても、ごみ処理ができるということは大変安心したところです。当施設におきまして、マニュアルがあり、それに沿って災害時の対応をしてくれているということですが、自治体におきましては、災害時の職員対応について、それぞれマニュアル、行動計画ができていますけれども、こちらのそのマニュアルについて、職員そのものの災害時の行動マニュアルというものが含まれているのでしょうか、あるのでしょうか。今大きな地震がいつ起きてもおかしくないと言われておりますので、そうした場合等に、あるいは大雨等によります、災害などにおきます職員の対応についてはどのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

○渡邊良太議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 再質問にお答え申し上げます。

1点目の令和3年度の修繕計画についてでございます。今年の夏も非常に暑いさなか、8月10日に、2階中央制御室のエアコンが冷えなくなるトラブルが発生いたしました。運転委託会社のカンエイメンテナンス職員が、冷却水の循環ポンプの部品交換の応急処置をいたしました。復旧までには3日間かかりました。これまでも冷媒を圧縮するコンプレッサーの機能低下で非常停止したこともありました。当センターは、24時間の運転管理のため、運転員の労働環境と健康維持のためには、現在の水冷式エアコンの更新は不可欠でありますことから、既に管理者には報告しておりますが、令和3年度に修繕をお願いしたいと考えております。なお、この水冷式エアコンは、冷却塔で冷やされた水を循環ポンプで送り、冷風で室内を冷やすもので、昭和59年稼働当初からの設備であります。

また、そのほかにも現場担当からは幾つか修繕の要請を受けておりますが、予算の関係もございまして、慎重に精査しながら計画をまいりたいと考えております。

次に、2番の再質問、災害時の廃棄物処理対策マニュアルの職員体制についてでございます。ま

ず、災害が発生した場合、当センターの施設運転については、委託会社の運転員が継続か停止かを迅速な判断で対処しながら、事務局長に情報が伝達され、その状況に応じて職員の招集をすることとなります。職員は、施設の被害状況に応じて、委託会社と今後の対応について協議し、また場内及び搬入道路などの状況を確認するなど、当センターの被害状況を把握した上で、構成市町をはじめ関係機関にその情報提供をする体制となっております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 湯沢議員さんから再質問で私への質問でございます。

長寿命化計画についてということでございますけれども、先ほど局長のほうから答弁をさせていただいた機能検査をまず実施をしております。それと、冒頭の答弁で、局長のほうから答弁がありましたけれども、構成市町の今後の予定あるいはスケジュール等については確定をしてございませんので、当面この埼玉中部環境保全組合といたしましては、構成団体の住民の生活に支障を来すことのないように、施設の運転管理に努めなければいけないというふうに考えてございます。

なお、長寿命化計画のご質問でございますけれども、ご案内のとおり、債権者の方々との協議も必要かというふうに思う部分もございますので、地元の方々に説明をしながら、その辺につきましては慎重に、いずれにしても計画が今のところ未定でございますので、現在のところしっかりと維持管理に努め、運転をしていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、3回目。

修繕の中の突発的な修繕の中で、先ほど施設、整備の維持管理の現状と今後の想定はについてですけれども、水冷式のエアコンが導入されていて、それについて突発的にされたということで、昭和59年からの設備であれば、当然大変老朽化していますし、そのエアコンに関して言えば、多分部品等々も既にないのだと思われれます。来年度の検査を予定しているというところであれば、そうした一時的な修繕だけでなく、今後そういったものについてもどのように進めていくのか、替えるのかも含めた、そういうものにぜひ来年度のごみ処理検査を進めていただきたいと思いますところとあります。

3回目にお聞きしたいのは、今管理者より、今後の予定につきましては、まだ来年の機能検査を受けてからということで、未定であるということでございますけれども、当然当初令和6年度でこのごみ処理施設を新しいごみ処理施設に変更するという計画で進めてきましたので、どうしてもそれ以降、最低何年になるかはわかりませんが、10年といったような日程も含めて稼働していかなければならないということは誰もが分かることではないかと思っております。当然地元の方々に説明をしながら進めなくてはならないと思っておりますけれども、来年のごみ焼却施設精密機能検査と

いうのを受けてから、長寿命化につきましても、その計画の中に盛り込んでいくということなので
しょうか。

昨年度の私の質問に関しましては、今現在一番心配なのは、ボイラーが大変心配であると。1基
5億円はかかるであろうというような答弁もありました。かなり大きな金額が必要になるかと思
いますので、その辺りについて、その検査の中に、長寿命化を含めて、何年もたせるのかといった方
向性も、新たにきちんと盛り込んでいくという計画にしていくということによろしいのかを確認さ
せていただきたいと思います。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 3回目の質問にお答え申し上げます。

来年度の精密機能検査、これを受けて、長寿命化をするのかということですが、やはり
2市1町の方向性がある程度出まないと、どこまで修繕を行うのか、そういった期間もなかなか分
かりません。ですから、取りあえず来年度精密機能検査で、この施設全体の現状がどうなのか、そ
れをちゃんと把握して、ある程度、事務局レベルでは、長寿命化に合わせたような修繕計画を取り
ながら進めてまいりたいというふうには考えております。ですから、長寿命化ということではなく、
やはりある程度、10年、15年を見据えたスパンでの計画を作成していきたいというふうには考えて
おりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○渡邊良太議長 以上で湯沢議員の質問は終了いたしました。

通告がありました一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

矢島代表監査委員の入場をお願いいたします。

休憩 午前 9時45分

〔監査委員入場〕

再開 午前 9時50分

○渡邊良太議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○渡邊良太議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第9号 埼玉中部環境保全組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について申し上

げます。地方自治法の改正に伴い、字句の整理をいたしたいとするものであります。

次に、議案第10号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,990万2,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、基金利子126万9,000円及び繰越金1,989万1,000円の増額であります。歳出につきましては、議会費156万4,000円の減額、総務費2,312万4,000円の増額、衛生費40万円の減額であります。

次に、議案第11号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は7億7,654万5,566円で、予算現額に対し1,292万5,566円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金4億8,753万円、使用料及び手数料1億5,923万2,140円、繰越金6,715万7,000円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億5,165万4,039円、執行率98.43%であります。歳出の主なものは、総務費5,121万1,684円、衛生費6億9,559万1,219円であります。

以上、決算の概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

議案第9号から議案第11号について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長の説明とさせていただきます。

また、議案第12号は、人事案件であります。議案第12号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について、当組合の監査委員として鴻巣市の田中光一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたいとするものであります。

以上、4議案について、慎重審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、議案説明といたします。

○**渡邊良太議長** 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第11号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

矢島代表監査委員。

○**矢島義幸代表監査委員** 皆さん、おはようございます。監査委員を承っております、矢島と申します。ただいま議長さんからご指名がありましたので、令和元年度の決算審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条の2項の規定に基づきまして、去る8月20日、当組合の管理者から付されました、令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計の歳入歳出につきまして、当組合の議会から選出されました金澤監査委員様とともに、当組合の会議室において審査を行いました。

現金出納帳等の帳簿、関係書類の照合をいたしました結果、決算書等の計算数値には誤りがなく、

決算書及び附属書類は適正に作成され、その内容も適切に処理されていることと認められましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、よろしく申し上げます。

私、今期をもちまして監査委員の職を辞させていただきますが、長い間皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

○渡邊良太議長 ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時57分

〔監査委員退場〕

再開 午前10時50分

○渡邊良太議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第8、議案第9号 埼玉中部環境保全組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第9号 埼玉中部環境保全組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和2年4月1日の地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第243条の2が新たに規定され、これまでの第243条の2は第243条の2の2に繰り下がりましたことから、所要の改正、また字句の整理をいたしたいとするものであります。

第5条中「第235条の2第2項」を「法第235条の2第2項」に改め、第6条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改め、同条第2項中「第98条第2項」を「法第98条第2項」に、「第199条第9項」を「法第199条第9項」に、「第235条の2第3項」を「法第235条の2第3項」に、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものであります。

本改正につきましては、構成市町においても本年3月議会で同様の改正がなされております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第9、議案第10号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第10号 令和2年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,116万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,990万2,000円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、2枚おめくりいただき、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、3款財産収入、1節利子及び配当金126万9,000円の増額につきましては、11月

2日に施設整備基金積立金預金利子が確定いたしますので、増額をするものであります。なお、預入先は埼玉中央農業協同組合西吉見支店のJAバンクで、利率は0.09%であります。

5款繰越金、1節繰越金1,989万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、繰越しをするものであります。

次に、歳出ですが、6ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費156万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスにより議会行政視察研修が中止となりましたので、9節旅費106万4,000円の減額、14節使用料及び賃借料50万円の減額をするものであります。

2款総務費、1目一般管理費45万8,000円の減額の主なものは、本年4月1日付の人事異動で、前総務課長が定年退職となり、新たに吉見町役場から職員1名の派遣がございましたので、総務課長として受け入れた人件費関係でございます。内訳につきましては、2節給料9万9,000円の減額、3節職員手当等9万8,000円の増額、4節共済費6万円の減額であります。3節職員手当等の内訳ですが、扶養手当7万8,000円の増額、地域手当1,000円を減額、通勤手当3万5,000円の増額、期末手当8,000円の減額、勤勉手当6,000円の減額であります。

8節報償費1万3,000円の増額につきましては、7月14日の第9回弁論準備にさいたま地方裁判所熊谷支部に弁護士が出向いた日当及び交通費であります。

9節41万円の減額につきましては、議会費同様、議会行政視察研修の中止に伴う普通旅費及び研修旅費の減であります。

2目財政調整基金費、25節積立金2,231万2,000円の増額につきましては、財政調整基金に積立たいとするものであります。財政調整基金の状況につきましては、現基金残高は5,496万4,713円となっておりますが、この2,231万2,000円を補正いたしますと、合計で7,727万6,713円となる見込みであります。しかしながら、当初予算の財政調整基金からの繰入れ予定額5,255万9,000円、これは現段階では繰り入れしておりませんが、全額取り崩した場合の基金残高となりますと、2,471万7,713円となる見込みであります。

3目施設整備基金費、25節積立金127万円の増額につきましては、11月2日に発生する積立金利子を施設整備基金に積立たいとするものであります。補正後の基金残高は14億133万2,277円となる見込みであります。

7ページをお願いいたします。3款衛生費、1目清掃総務費、19節負担金、補助及び交付金40万円の減額につきましては、新型コロナウイルスによりセンター運営協議会の視察研修が中止となり、協議会からの負担金請求がございましたので、補助金を減額するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○渡邊良太議長 日程第10、議案第11号 令和元年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 休憩中に説明いただいているのですけれども、何点かお聞きしたいと思えます。

16、17ページの清掃費の中の清掃総務費、負担金、補助及び交付金の中にセンター運営協議会補助金40万円がございます。先ほどの補正予算のところでは、今回視察がなかったということでマイナス計上がされておりましたけれども、そもそもこのセンター運営協議会というのはどういったものなのか、その活動はどういったことなのかについてご説明をいただきたいと思えます。

それと、塵芥処理費の中で何点か、大間処分場につきまして、管理委託料になるのか土地の借上料とかが計上されているのですけれども、昨年私の一般質問における答弁の中で、上尾道路の用地買収が進んでおり、幅杭が進んでいると。現状の調査に対して地下水等々のデータの資料を提供しているというところで説明いただいたのですけれども、そのデータというのは、その後変わっているのでしょうか。水質等々が分かればご説明をいただきたいと思えます。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 1点目の17ページの19節負担金、補助及び交付金のセンター運営協議会補助金についてでございます。

まず、センター運営協議会の事業目的につきましては、当組合のごみ焼却施設の運転に伴う諸問

題について調査研究し、施設の正常な運転により、周辺地域の発展に寄与することを目的とした規約に基づき、昭和59年4月1日から組織された協議会でございます。協議会の委員は、吉見町副町長、組合議会議長、地元議員2名、住民代表7名、構成市町担当課長3名、組合職員3名の17名となっております。

次に、補助金の使途ということですが、会議に出席した委員の費用弁償、それと年1回の視察研修がでございますので、その費用でございます。なお、公務員には費用弁償は該当しておりません。

2点目の大間処分場についてでございますが、これまで管理者諸報告の中では、数値、主にpHの数値というのは報告されていたのですが、数値に変更ないということで、3年ぐらい前からその数値の状況は報告してございませんでした。改めまして、ここで直近の数値を述べさせていただきます。

浸出水原水、中にたまっている水です。これは、3か月に1遍の調査ですが、実施したのは7月1日、BODが1ppm、CODが6.5ppm、SSは検出されておられません。問題の水素量濃度pHですが、11.5。これは、基準値が5.8から8.6ということになってはいますが、ずっと11台ということで、まだ数値は変わっていない状況でございます。そのほかの先ほど言ったBOD、COD、SSは廃棄基準値を下回っております。また、発生ガスというのがございます。こちらはまだ国の基準に数値は出ていないのですが、やはり発生ガスの調査も同時に行っておりまして、ガスの発生はありません。現状はそういうことでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○渡邊良太議長 湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、2回目、もう一度確認させていただきたいのですけれども、そうしますとセンター運営協議会というのは、会議に出席した委員の費用弁償と視察研修費ということで、人数が11名とかなりいらっしゃいますけれども、視察研修……

〔「17」と言う人あり〕

○7番 湯沢美恵議員 ごめんなさい。17名いらっしゃいますけれども、視察研修というのはどういったところに行かれるのか。金額にしてはかなり、費用弁償を含めると、そんなに遠くには行けないのかなと思いますので、視察研修というのはどういったところに行き、どういったことを学んでこられるのかということについてご説明いただきたいのと、大間の処分場につきましては、まだpHのほうが基準値をはるかに大きく超えている状況がありますけれども、だとすると今のpHを下げるために様々な工夫がなされていますけれども、そのやり方でいいのかどうかとか、その辺りについてはもう一度考える必要があるのではないかなと思われるのですが、そういった点についての話合い等々については行われているのでしょうか。

○渡邊良太議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 まず、1点目のセンター運営協議会の視察の関係でございますが、1泊2日で

実施しております。やはりごみ処理施設の視察でございまして、2か所ほど見させていただいております。やはり1泊ですので、バスで行ける関東エリアが主で行っております。そういったところでございます。

それから、2点目の大間処分場についてでございますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、pHが全然改善されておられません。ただ、これまでは廃止の姿勢を見せなくてはならないということとずっと継続してまいりましたが、11月の大間処分場の検討協議会の結果は、どういう結果が出るか分かりませんが、それに合わせた形で、当然もう平成10年以降pHは変わっていないわけですから、廃止目的としてやってきたわけですが、国土交通省からある程度方向性が示されれば、やはり今のフロートバイオシステムを今後も継続するののかということも考えながら、来年度はこの経費についてまた考えてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○渡邊良太議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の説明、採決

○渡邊良太議長 日程第11、議案第12号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

管理者より議案第12号の細部説明を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議案第12号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について説明申し上げます。

す。

平成28年10月22日から監査委員としてお骨折りいただきました北本市の矢島義幸氏が、令和2年10月21日をもって4年間の任期満了となりますので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたいとするものであります。

監査委員に鴻巣市の田中光一氏を選任いたしたいとしますのでございます。住所は、鴻巣市人形1丁目7番15号。昭和33年12月21日生まれの方であります。

経歴の概要を申し上げますので、裏面の経歴書をお願いいたします。昭和55年4月より税理士岡野猛虎事務所に入所、赤穂会計事務所、川原会計事務所を経て、平成元年10月に田中光一税理士事務所を開設されております。平成19年5月に公益社団法人上尾法人会理事、平成25年4月に関東信越税理士会上尾支部副支部長、平成26年1月に鴻巣市監査委員、令和元年5月から公益社団法人上尾法人会監事となられ、現在に至っております。

以上、田中光一氏の経歴の概要を申し上げさせていただきましたが、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡邊良太議長 説明が終わりました。

本件につきましては人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○渡邊良太議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで田中光一氏の入場をお願いいたします。

〔田中光一氏入場〕

○渡邊良太議長 ただいま監査委員に選任されました田中光一氏から発言を求められておりますので、許可いたします。

○田中光一監査委員 皆様、こんにちは。ただいま監査委員の選任同意につきまして、皆様方のご賛同をいただきましたこと、誠にありがとうございます。このたび当組合の監査委員に就任することとなりました、鴻巣市在住の田中光一と申します。

微力ではありますが、埼玉中部環境保全組合の安全、公正、そして効率的、効果的な運営ができますよう、少しでもお力になればと考えております。皆様方のご指導、ご鞭撻のほどどうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、これをおもちまして監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

[田中光一氏退場]

◎閉会中の継続審査の件

○渡邊良太議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

島野議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。島野議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○渡邊良太議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○渡邊良太議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会に提案申し上げました案件につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、誠にありがとうございます。

当センターは、昭和59年に稼働して以来、本年で37年目を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。当組合のごみ処理業務は、住民生活に直結する大切な業務でありますので、今後も施設の機能を維持していくために、保守点検等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○渡邊良太議長 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○渡邊良太議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをおもちまして、令和2年第3回10月埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年10月15日

議 長 渡 邊 良 太

署 名 議 員 芝 寄 和 好

署 名 議 員 金 澤 孝 太 郎

署 名 議 員 織 田 京 子